

江差町から転出される皆様へ ～これまで江差町にお住まい頂きありがとうございました～

令和6年2月改訂

新たな住所地に住み始めてから14日以内に、次のものを添えて転入届手続きを行ってください。

転出証明書・本人確認書類（免許証、パスポート等）・個人番号カード・住民基本台帳カード など

※転入届は、14日以内に手続きされない場合、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。※住民基本台帳カードや個人番号カードは転入手続き後、90日以内に継続利用手続きが必要です。※江差町では転出日の変更は行っておりません。ご了承ください。

転出に際しての手続き

区 分	江差町での手続き	転出先市町村での手続き
1階 ①番窓口 町民福祉課【住民おもてなし係】 ☎ 0139(52)6720		
印鑑登録されている方	転出予定日をもって登録を抹消します。印鑑登録証を返却又は破棄してください。	必要な方は、新住所地で新たに登録をしてください。本人確認できるもの（運転免許証等）と登録する印鑑を持参し、手続きをしてください。
個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	継続して利用しない方は、返却・廃止の手続きが必要です。	継続して利用する方は、転入手続きの際に使用しますので、カードと暗証番号を記入している用紙を持参してください。
1階 ①番窓口 町民福祉課【福祉子育て係】 ☎ 0139(52)6720		
児童手当を受けている方	消滅手続きが必要となります。 ※転出先の市町村によっては、所得課税証明書（別居監護の場合は世帯全員分の住民票）が必要となる場合がありますので、ご確認ください。 ※公務員の方は所属庁で手続きが必要となります。	転入手続きの際、次の書類等を持参し受給手続きをしてください。（転出予定日の翌日から15日以内） ・振込希望の口座番号等がわかるもの（銀行通帳等） ・単身赴任等で、手当受給者だけが転居される場合、別居監護の手続きが必要となりますので、担当窓口に出してください。
児童扶養手当・特別児童扶養手当・他各種手当を受けている方	転出手続きが必要となります。 ※転出先の市町村によっては、所得課税証明書が必要となる場合がありますので、ご確認ください。	手当証書を持参し、転入日から14日以内に住所変更手続きをしてください。
自立支援医療・障害福祉サービス受給者証をお持ちの方		受給者証を持参し、新住所地の担当窓口でサービス利用についてご相談ください。
身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方		手帳を持参し、住所変更手続きをしてください。
福祉タクシー券をお持ちの方	未使用の福祉タクシー券を返却していただきます。	転出先市町村の担当窓口でご相談ください。
1階 ②番窓口 高齢あんしん課【高齢者支援係】 ☎ 0139(52)6726		
バス半額券（高齢者・特定患者乗車証）	乗車証を返却してください。	転出先市町村の担当窓口でご相談ください。
緊急通報システム装置を設置している方	自宅内に設置している緊急通報システム装置を撤去する必要がありますので、転出前にご連絡ください。	転出先市町村の担当窓口でご相談ください。

区 分	江差町での手続き	転出先市町村での手続き
1階 ②番窓口 高齢あんしん課【介護保険係】 ☎ 0139(52)6726		
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証を持参し、資格喪失届を提出してください。	
要介護・要支援者認定を受けている方	要介護認定・要支援認定を受けている方は、介護保険係で受給者資格証明書をお受け取りください。	転出先市町村の介護保険担当窓口へ、江差町で交付する受給者資格証明書を持参し、手続きをしてください。 ※65歳未満の方は医療保険被保険者証も持参してください。
1階 ④番窓口 税務課 【課税係】 ☎ 0139(52)6723		
江差町交付の標識をお持ちの方（原動機付自転車等）	標識交付証明書、ナンバープレートを持参し、廃車（登録抹消）手続きをしてください。	廃車申告受付書と印鑑を持参し、新たなナンバープレートの交付を申請してください。
1階 ⑥番窓口 健康推進課【健康推進係】 ☎ 0139(52)6718		
妊娠中の方		母子保健担当窓口で必要な手続きをしてください。
子育て応援券をお持ちの方	未使用の子育て応援券をお返してください。	転出先市町村の担当窓口でご相談ください。
1階 ⑥番窓口 健康推進課【国保医療係】 ☎ 0139(52)6725		
国民健康保険に加入されている方	被保険者証を返却してください。学生で引続き江差町の国保に加入する方は、事前に在学証明書又は学生証の写しを持参し、手続きをしてください。	転入手続きが済んでから、担当窓口で国民健康保険加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療保険に加入されている方	被保険者証を返却してください。道外へ転出される場合は、負担区分等証明書をお渡しします。	被保険者証の交付を受けてください。道外へ転出される場合は、当町が交付した負担区分等証明書を持参し、手続きをしてください。
子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度医療の各受給者証をお持ちの方	受給者証を返却してください。印鑑を持参し、資格喪失の手続きをしてください。	転出先市町村に印鑑や健康保険証等の必要書類を確認のうえ、手続きをしてください。また、子ども医療は市町村によって、受給対象年齢等が異なりますので、ご確認ください。
2階 ⑦番窓口 建設水道課【上水道係・下水道係】 ☎ 0139(52)6724		
上水道・下水道	休止届をしてください。（電話連絡でも可能です）	転出先市町村で開始届の手続きしてください。
2階 ⑩番窓口 総務課【防災生活係】 ☎ 0139(52)6711		
飼犬の登録をしている方		転出先市町村へ「犬の鑑札」と「登録書の控え」を持参し、登録変更手続きをしてください。
2階 ⑭番窓口 学校教育課【学校教育係】 ☎ 0139(52)1059		
小学校・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校から在学証明書と教科書給与証明書を受け取ってください。	転入手続きを済ませ、転出先の市町村教育委員会へ連絡のうえ学校に在学証明書と教科書給与証明書を持参し、手続きをしてください。